

# 1 政策形成のプロセス

## (1) 政策とは

「政策」という言葉には、狭義と広義の二つの意味があるとされており、狭義には、行政の各分野において実現すべき基本的な目標・方向を言い、その政策を実施するために、具体的な取組方向・内容を示す「施策」と、その下での個別事業があると考えられている（政策 - 施策 - 事業）。

しかし、この報告書では、こういった狭義の政策だけでなく、施策及び事業を含めた一連の取組として「政策」という言葉を捉えた。つまり、個別事業の企画・立案等も、基本的な目標・方向に沿う限り広く政策形成に含まれる（逆に言えば、基本的な目標・方向を踏まえない、単なる思いつき、単発的な事業は政策とは言えない）。

なお、政策という言葉を考える場合に、より重要なのはそもそも何のために政策をつくるのかという意識である（これはつまるところ何のために県・市町村が存在するのかということでもある）。この意識が異なると政策形成のプロセスも異なってくる。ここでは、世の中をよくする、つまり県民、住民をより幸せにする（不幸せになる度合いを低減する場合や今ではなく将来幸せにする場合も含む）ために、行政が行う取組というくらいに幅広に考えたい。

## (2) 政策形成のプロセス

「平成12～13年度愛知県市町村政策形成研究会報告書」では、政策形成のプロセスを、

- 問題意識をもつ
- 住民ニーズを把握する
- 情報を集める
- アイデアをだす
- 制度化・事業化する
- 合意形成を図る

と整理した。

しかし、これは実務的な政策形成能力の向上方策という観点から整理したものであり、必ずしも正確ではなく、またこれがすべてというわけではない。例えば、の「情報を集める」にしても、この段階で集めるのは、アイデアをだすための素材としての情報であるが、実際には情報収集は、問題意識をもつところから始まり、政策形成の全ての段階で必要なものである。

この報告書では、政策形成を情報という切り口から捉え、情報をもとに、問題意識を具体化させ対応方策を考えていくプロセスとした。具体的には、

問題意識をもつ

課題をつかみ対応策（アイデア）をだす

制度・事業としてまとめる

という順になる。

なお、平成12年度の政策形成研究においてアドバイスを受けた政策研究大学院大学横道清孝教授によると、政策形成の全体的なプロセスは、政策の企画立案（問題の把握及び政策の形成）、政策の調整、政策の決定（政策判断）、政策の実施、政策の評価（事後評価）であるとのことである。今回の研究は、このうち特に に焦点を当てるものである。